

アニマルウェルフェア(AW)に関する飼養管理指針

農林水産省は、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国の飼養実態を踏まえ、AWの国際水準を満たしていくために具体的な対応をまとめた下記の技術的な指針について策定しました。

- ・各畜種（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬）の飼養管理等に関するもの
- ・家畜の輸送に関するもの
- ・家畜の農場内における安楽死に関するもの

それぞれ、該当する指針についてご確認いただき、日々の飼養管理、業務を見直してください。指針は、農林水産省 HP：

(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>) に掲載されています。

インターネットが閲覧できない方は、家畜保健衛生所までお問い合わせいただければ対応させていただきます。

指針の実施状況については、今後、国がモニタリングのうえ、達成目標を設定し、AWの考え方に対応した飼養管理の普及・推進を図ることとされています。

また、可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、AWの普及・推進を図る予定です。

基本的には、国が提示するチェックリストに沿って現状の確認をしていただき、できていないところは、AWの水準の向上に取り組んでいただくといった流れになります。

日頃、農家の皆様には、飼養衛生管理基準（基準）の遵守を心がけていただいています。

さらにAWが・・・と思われ、うんざりされることと思います。

しかしながら、基準を軸として取り組んでいただけたら、AWの考え方に対応することにつながっていきますので、まずは、基準の遵守をしっかりとお願いします。



No.5-22
令和5年9月5日

家畜衛生情報

アニマルウェルフェア(AW)に関する 新たな飼養管理指針が策定されました

農林水産省は、我が国の飼養実態を踏まえ、アニマルウェルフェアの国際水準を満たしていくために具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を策定しました。

指針の実施状況については、今後、国がモニタリングのうえ、達成目標を設定し、AWの考え方に対応した飼養管理の普及・推進を図ることとされています。

<指針が策定された畜種および事項>

- ・乳用牛 ・肉用牛 ・豚 ・採卵鶏 ・ブロイラー ・馬
- ・家畜の輸送に関する技術的な指針
- ・家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針

◎AWの基本原則「5つの自由」

- 1.「飢え渇き及び栄養不良からの自由」
- 2.「恐怖および苦悩からの自由」
- 3.「物理的、熱の不快感からの自由」
- 4.「苦痛、障害及び疾病からの自由」
- 5.「通常の行動様式を発現する自由」

各指針は、農林水産省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

検索 農林水産省 AW

詳細は機会を捉えて説明させていただきますが、指針をご確認いただき日々の飼養管理、業務を見直してください。

農林水産省 家畜保健衛生所

〒100-8508 東京都千代田区千代田2-26-1

TEL: 0748-37-7511 FAX: 0748-37-4821

緊急携帯: 090-3613-7486

北海道支所

〒040-8501 北海道札幌市東区北12条4丁目2-49-1

TEL: 0740-22-2145 FAX: 0740-22-6881

緊急携帯: 080-6176-8052

AWに関して、農家の皆様に実際にどのように取り組んでいただくか、および当所がどのような形で協力させていただくかは、追って連絡させていただきます。

(小森)